

当選十八人に証書付与

伊豆の国市 農業委員

七月十一日、伊豆の国市農業委員会委員選挙の当選証書付与式が行われ、無投票で当選した十八人に当選証書が手渡されました。

農業委員は、今回無投票当選を果たした選挙による委員十八人と、農協、農業共済組合、土地改良区が推薦した理事三人、議会推薦の四人の計二十五人で、任期は三年です。選挙による委員は、次の皆さんです(敬称略、届出順)。



- 石井 弘行 (南條)
- 織田 嘉和 (南江間)
- 松村 孝幸 (長瀬)
- 野中 安雄 (多田)
- 木内 久見 (寺家)
- 水野 勝利 (原木)
- 久保田邦雄 (長崎)
- 高田 一幸 (土手和田)
- 加藤 敏夫 (田京)
- 柴 正義 (山木)
- 土屋 正彦 (三福)
- 足立 登 (内中)
- 浅井 忠義 (守木)
- 井川 謹吾 (小坂)
- 土屋 次義 (神島)
- 西島 孝充 (浮橋)
- 渡邊 謹一 (田中山)
- 小澤 重信 (北江間)

推薦による委員は、次の皆さんです(敬称略)。

- 伊豆の国農業協同組合 鈴木 幸雄 (中)
- 静岡県東部農業共済組合 浅野 文隆 (四日町)
- 葦山土地改良区 小松 孝志 (中條)

- 議会推薦
- 鈴木平一郎 (奈古谷)
 - 萩原 眞琴 (北江間)
 - 菊地 元治 (天野)
 - 塩谷喜久雄 (中島)

農業委員会は、農地等の利用関係者の調整、自作農の創設維持、その他農業全般にわたる問題を農業者の創意と自主的努力によって総合的に解決することを目的とした農業および農業者の一般的利益を代表する機関です。農業委員会等に関する法律に基づき、原則として各市町村ごとに設置されている行政委員会です。

問合せ 農業振興課

電話 055(948)1481

追加集団健診のご案内

のご案内

六月から実施している各種健診について、追加集団健診を行います。今年度まだ受診していない人は、この機会にお申し込みください。

料金 無料
申込み 電話で健康づくり課へ申し込みのうえ、各健診受診票を持って健診会場へお越しください。



受診票をお持ちでない人は、事前に発行しますのでお申し付けください。肺がん・結核検診を希望される人で、検診車に乗り降り困難な人は、お申し付けください。

日時 9月22日(木) 7:30 ~ 10:30(受付)
会場 大仁市民会館
対象 平成18年3月31日までに表の年齢になる人

健診・検診	対象年齢
基本健康診査	40歳以上
肝炎ウイルス検査	節目年齢の人、広範な外科的処置を受けた人など
前立腺がん検診	50歳以上の男性
肺がん・結核検診	15歳以上
胃がん検診	35歳以上
大腸がん検診	35歳以上

問合せ 健康づくり課 電話 0558 76 8014

ご存じですか? 子どもの養育を支援する 児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当

父親または両親のいない児童を養育している人、父親が重度の障害(公的年金を受けてない)である場合、未婚の母子などへの手当です。

受けられる期間は、児童が18歳で迎える最初の3月31日までです。

忘れずに! 「現況届」

資格のある人は年に一度届出が必要です。この届けは引き続き資格があるかを決める大切なものです。対象者には、8月上旬に書類を郵送しますので、忘れずに手続きをしてください。

なお、毎週木曜日は、19:00まで受け付けます。ご利用ください。

受付期間 8月8日(月)~31日(水)

児童扶養手当が支払われます
4月~7月分の児童扶養手当を8月11日(木)に振り込みますので、12日(金)以降にご確認をお願いします。

問合せ 福祉課 電話 0558 76 8008

特別児童扶養手当

身体や精神に重度または中度以上の障害のある、20歳未満の子どもを養育している家庭の父母や養育者への手当です。

忘れずに! 「所得状況届」

手当を受けている人は年に一度届出が必要です。この届けは引き続き手当が受けられるかを決める大切なものです。対象者には、8月上旬に書類を郵送しますので、忘れずに手続きをしてください。

なお、毎週木曜日は、19:00まで受け付けます。ご利用ください。

受付期間 8月11日(木)~31日(水)

問合せ 福祉課 電話 0558 76 8007



国民年金保険料の全額・半額免除制度

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

申請免除には、保険料の全額を免除する全額免除と保険料の半額を免除する半額免除があります。

申請免除は本人と配偶者、世帯主の前年の所得が次の基準額以下の場合に承認されます。保険料の免除を受けるためには、毎年申請が必要です。

【全額免除の基準額】
(扶養親族等の数+1)×
35万円+22万円
【半額免除の基準額】
118万円+扶養親族等控除額
+社会保険料控除額など

また、二十歳代の人には、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度が四月から始まりました。若年者納付猶予の所得基準は全額免除と同じ基準額ですが、本人と配偶者の所得のみで審査されます。

窓口 各支所市民サービス課窓口で申請してください

持ち物 印鑑
年金手帳
申請する年度または前年度に失業したことにより申請するときは、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証を添付してください

問合せ 伊豆長岡支所市民サービス課
電話 055(948)2905